**第一次訴訟**

　厚木爆同は運動の再構築を真剣に考え、陳情や抗議行動では問題の根本的解決は図れない、爆同16年に渉る反基地闘争は国の基地対策を作らせることには成功したが、基本的な事柄では「防衛」と言う二文字に蹴散らされ、住民の声や訴えは届かないと総括、1976(昭和51)年5月、第16回代議員総会で「新周辺整備法を粉砕し、基地の永久使用に歯止めをかけ、騒音被害の解消を目指して、騒音訴訟を闘う」ことを決定し裁判闘争に踏み切りました。3ヵ月後の9月8日に横浜地裁に第一次訴訟を行いました。

請求の趣旨は、

Ⅰ．被告・国は自ら、またはアメリカ合衆国軍隊をして原告らのために(1)厚木海軍飛行場において、毎日午後8時から翌日午前8時までの間、一切の飛行機を離着陸させてはならず、かつ一切の航空機のエンジンを作動させてはならない。(2)同飛行場の使用により、毎日午前8時から午後8時までの間、原告らの居住地に65ホーン以上の航空機騒音を到達させてはならない。

Ⅱ．被告・国は原告らに対し、総額2億7800万円並びにこれに対する本訴状送達の翌日から支払い済みまで、年5分の割合による金員を支払え。

Ⅲ．被告・国は原告らに対し、1976(昭和51)年9月以降、(1)毎日午後8時から翌日午前8時までの間、一切の航空機騒音、ならびにエンジン作動の騒音がなくなるまで。(2)その余の時間帯において、原告らの居住地に65ホーンを超える一切の航空機騒音で到達しなくなるまで、毎月2万3000円の割合による金員を当該月の末日ごとに支払え。

Ⅳ．訴訟費用は被告・国の負担とする。

との判決および仮執行の宣言を求めるものでした。

原告が差し止め請求の根拠としているものは、公害対策基本法に基づく1971(昭和46)年5月25日の閣議決定、神奈川県条例等の規制基準に照らし(1)夜8時から翌朝8時までの間の飛行活動全面禁止、(2)昼間の65ホーン以上の飛行騒音の規制であり、このことは人間の生きる権利として、健康にして快適な生活を維持するための必須条件です。

これに対し国は「厚木基地の存在そして使用はきわめて高度な政治的部門の判断に委ねるべきで司法審査の対象から外すべきである。厚木基地は従来から一貫して軍事基地の機能が継続されてきており、その社会的環境からして十分周知されていること、住民が後から居住してきて基地の使用差止を求めることは言語道断」との反論を繰り返してきました。

第一次訴訟は訴訟開始から4年9ヶ月の歳月を経て1981(昭和56)年6月17日に結審を迎えました。判決は1982(昭和57)年10月20日、横浜地裁で行われ、「飛行差し止め請求について却下する。被害については過去分の損害賠償について認める」というものでした。

この判決について厚木爆同は飛行差し止めが認められなかったことに強い怒りを持ち、控訴を決定しました。しかし1986(昭和61)年4月9日に開かれた東京高裁の判決は全面敗訴でした。飛行差止めどころか損害賠償請求まで却下されたのです。このため厚木爆同は最高裁への控訴を決定、4月22日に上告しました。

この間にも1976(昭和51)年12月に米軍の輸送機(C-1)が基地内に墜落し乗員6人が死亡、また1977(昭和52)年9月27日には横浜市緑区(現・青葉区)に米軍機RF-4BファントムⅡが墜落し母と幼児の3人が死亡するなど墜落事故が続き、住民の不安が高まっていました。それでも1982(昭和57)年2月より始まったNLP(夜間離着陸訓練)は激しさを増し、海上自衛隊の対潜哨戒機P-3Cも前年1981(昭和56)年12月に配備され、1986(昭和61)年11月14日には空母ミッドウェー艦載機FA18ホーネット戦闘攻撃機6機が厚木基地に初飛来するなど、基地機能の強化はかえって進行していきました。

最高裁の判決は7年後の1993(平成5)年2月に言い渡しがされました。その内容は「差止め請求は却下、損害賠償は東京高裁へ差戻し」と言うものでした。

東京高裁では1995(平成7)年12月26日に差し戻し判決が行われ、損害賠償は認める内容でしたが、差止めに対する意見はありませんでした。

裁判所は「うるささ指数(W値:WECPNL)」実質80W値以上の原告に損害賠償を命じました。うるささ指数により損害賠償額は違います。WECPNLとはWeighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level(加重等価継続感覚騒音レベル)の略です。

80W工法区分線の地域では月額5,500円/一人、85Wでは9,000円、90Wでは13,500円の損害賠償が認められました。ただし、住宅防音工事助成を受けた者は施行室一室ごとに10%減となりました。

第一次訴訟 1976年9月8日　横浜地裁提訴　原告92名　団長　鈴木保

1976.12.22 S.51 横浜地裁第1回公判、原告3名陳述、原告83名参加

1977.03.07 S.52 横浜地裁第2回公判、原告61名参加

1977.05.23 S.52 横浜地裁第3回公判、原告61名参加

1977.07.10 S.52 横浜地裁第4回公判、65名参加

1977.10.19 S.52 横浜地裁第5回公判(緑区墜落事故追求)原告88名参加

1978.01.18 S.53 横浜地裁第6回公判、原告43名参加

1978.03.22 S.53 横浜地裁第7回公判、原告40名参加

1978.05.17 S.53 横浜地裁第8回公判(真屋求原告本人証人尋問）

1978.06.28 S.53 横浜地裁第9回公判、真屋求原告反対尋問(国側)

1978.06.28 S.53 横浜地裁第9回公判、真屋求原告反対尋問(国側)

1978.08.23 S.53 横浜地裁第10回公判、鈴木委員長原告本人証人尋問

1978.10.11 S.53 横浜地裁第11回公判、鈴木委員長原告反対尋問

1979.06.18 S.54 横浜地裁第12回公判(「早期判決」合意)

1979.08.06 S.54 横浜地裁第13回公判(山口スエ子他証言)

1979.09.26 S.54 横浜地裁第14回公判

1979.11.05 S.54 横浜地裁第16回公判

1979.11.28 S.54 横浜地裁第17回公判

1979.12.18 S.54 横浜地裁第18回公判

1980.01.16 S.55 横浜地裁第19回公判

1980.01.30 S.55 横浜地裁第20回公判

1980.03.05 S.55 横浜地裁第21回公判

1980.06.09 S.55 横浜地裁第22回公判

1980.07.09 S.55 横浜地裁第23回公判

1980.08.27 S.55 横浜地裁第24回公判

1981.03.25 S.56 横浜地裁第26回公判

1981.06.17 S.56 横浜地裁第27回公判、結審

1982.10.20 S.57 第一次訴訟横浜地裁判決、差し止め却下、将来請求破棄、損害賠償は認

　　　　　　　　める。

1982.11.02 S.57 第一次訴訟東京高裁へ控訴

1983.09.21 S.58 第一次訴訟東京高裁第1回公判、原告34名参加

1983.11.16 S.58 第一次訴訟高裁第2回公判

1984.02.06 S.59 第一次訴訟高裁第３回公判

1984.05.02 S.59 第一次訴訟高裁第４回公判

1984.10.15 S.59 第一次訴訟高裁第７回公判

1984.12.05 S.59 第一次訴訟高裁第８回公判

1985.03.27 S.60 第一次訴訟高裁第９回公判(原告最終準備書面陳述)

1985.06.26 S.60 第一次訴訟高裁第１０回公判(国側が最終準備書面を提出できず、裁判長

 より注意される)

1985.08.28 S.60 第一次訴訟高裁第１１回公判(原告代表意見陳述、結審)

1986.04.09 S.61 第一次訴訟東京高裁判決。飛行差し止め却下、損害賠償取り消し、将来

　　　　　　　　請求も却下。

1986.04.22 S.61 第一次訴訟の東京高裁不当判決に対し最高裁へ上告手続きを行う

1992.11.30 H.04 第一次訴訟最高裁口頭弁論

1993.02.25 H.05 第一次訴訟最高裁判決。飛行差し止め却下、損害賠償部分は東京高裁判

 　　　　 決を破棄、高裁に差し戻し。

1993.11.16 H.05 第一次訴訟最高裁差し戻し審(東京高裁)第１回公判

1994.02.10 H.06 第一次訴訟東京高裁第2回公判

1994.05.17 H.06 第一次訴訟東京高裁第5回公判

1994.07.14 H.06 第一次訴訟東京高裁第7回公判

1994.08.30 H.06 第一次訴訟東京高裁第8回公判

1994.10.06 H.06 第一次訴訟東京高裁の現場検証

1995.05.26 H.07 第一次訴訟東京高裁第10回公判、差し戻し審もこの日で結審

1995.12.26 H.07 第一次訴訟東京高裁差し戻し審判決。爆音被害は受忍限度を超えている

　　　　　　　　として、損害賠償を認めた。